

水資源開発施設等保全管理事業実施要綱

平成19年3月30日付け18農振第1824号農林水産事務次官依命通知

独立行政法人水資源機構理事長 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

少子高齢化・循環型社会への移行が予想される中で、限られた財源の有効活用を図るため、農業水利施設の既存ストックに手を加えながら、長く大切に使う効率的な保全管理が重要な課題となっている。

また、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、既存ストックの有効活用の観点から農業水利施設等の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実することとされ、その対策の整備が求められている。

このようなことから、水資源開発施設等においても、施設の長寿命化の観点に立った施設の予防的な保全対策を通じて、ライフサイクルコストの低減、施設の信頼性の向上及び施設管理の合理化を推進していく必要がある。

このため、水資源開発施設等保全管理事業（以下「事業」という。）により、施設の機能診断及び劣化の状況に応じた適切な予防保全対策を実施するものとする。

第2 事業の内容

事業は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が造成した施設の長寿命化に向けた取組として、関係土地改良区と十分協議の上、次に掲げる内容を行うものとする。

(1) 施設機能保全計画の策定

施設の機能診断を実施し、ライフサイクルコストの低減に資する効果的な対策を行うための計画を策定する。

(2) 機能保全対策の実施

(1)により策定された計画に基づき、予防保全工事等の対策を講じる。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、機構とする。

第4 対象施設

対象施設は、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第2条第2項に規定する水資源開発施設及び同条第3項に規定する愛知豊川用水施設であって、土地改良区に管理委託しているものとする。

第5 事業の申請

独立行政法人水資源機構理事長（以下「理事長」という。）は、機構が事業を実施しようとするときは、関係土地改良区と十分協議の上、事業の採択を希望する年度の前年度の2月15日までに事業採択申請書を作成し、事業計画書を添えて農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

第6 事業の採択

農村振興局長は、第5の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において、国庫補助金を交付して事業を実施させることが適当であると認めるときは、その旨を理事長に通知するものとする。

第7 事業計画の変更

理事長は、第6の規定により採択された事業について、機構が、次のいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、農村振興局長に報告するものとする。

- (1) 主要な事業計画の著しい変動
- (2) 事業費の10%以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第8 助成

国は、予算の範囲内において、事業を実施するのに要する経費を別に定めるところにより、助成するものとする。

第9 報告

理事長は、事業計画に基づくすべての事業が完了したときは、農村振興局長に、事業の実施結果を報告するものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

第11 その他

平成19年度に実施する事業の事業採択申請書の提出期限は、第5の規定にかかわらず、平成19年10月末日とする。